

定期接種実施要領（抄） 新旧対照表

改正後	現行
第 1 総論 1・2 （略） 3 予防接種実施状況の把握 （1）～（3） （略） （削る） 4～6 （略） 7 予防接種の実施計画 （1） 予防接種の実施計画の策定については、次に掲げる事項に留意すること。 ア （略） イ ヒトパピローマウイルス感染症の定期接種については、積極的勧奨の差控えにより接種機会を逃した方に対して、公平な接種機会を確保する観点から、令和6年度まで時限的に、従来の定期接種の対象年齢を超えて接種（以下「キャッチアップ接種」という。）を実施していたところ、令和7年度についてもキャッチアップ接種に係る経過措置を設けることとしている。経過措置については、第2. 各論 6 ヒトパピローマウイルス感染症の定期接種の（3）及び「厚生科学審議会予防接種・ワクチン分科会予防接種基本方針部会におけるHPVワクチンのキャッチアップ接種に関する議論について」（令和6年11月29日付け厚生労働省健康・生活衛生局感染症対策部予防接種課事務連絡）を参考にすること。 ウ・エ （略） （2）・（3） （略）	第 1 総論 1・2 （略） 3 予防接種実施状況の把握 （1）～（3） （略） <u>（4）風しんの第5期の定期接種の対象者への接種勧奨</u> <u>風しんの第5期の定期接種の対象者について、風しんに係る抗体検査を受けた結果、十分な量の風しんの抗体がないことが判明した者のうち未接種者については、疾病罹患予防の重要性、当該予防接種の有効性、発生しうる副反応及び接種対象である期間について周知した上で、本人への個別通知等を活用して、接種勧奨を行うこと。</u> 4～6 （略） 7 予防接種の実施計画 （1） 予防接種の実施計画の策定については、次に掲げる事項に留意すること。 ア （略） イ ヒトパピローマウイルス感染症の定期接種については、積極的勧奨の差控えにより接種機会を逃した方に対して、公平な接種機会を確保する観点から、時限的に、従来の定期接種の対象年齢を超えて接種（以下「キャッチアップ接種」という。）を実施するため、<u>「HPVワクチンのキャッチアップ接種の実施等について」（令和4年3月18日健健発 0318第3号厚生労働省健康局健康課長通知）を参考に計画を策定すること。</u> ウ・エ （略） （2）・（3） （略）

8 対象者の確認

接種前に、予防接種の通知書その他本人確認書類の提示を求める等の方法により、接種の対象者であることを慎重に確認すること。

なお、接種回数を決定するに当たっては、次のことに留意すること。

(1)・(2) (略)

9 予診票

(1) 乳幼児や主に小学生が接種対象となっている定期接種（ジフテリア、百日せき、破傷風、急性灰白髄炎、麻しん、風しん、日本脳炎、結核、H i b 感染症、小児の肺炎球菌感染症又は水痘）については様式第二予防接種予診票（乳幼児・小学生対象）を、ヒトパピローマウイルス感染症の定期接種のうち、接種を受ける者に保護者が同伴する場合及び接種を受ける者が満 16 歳以上の場合については様式第三ヒトパピローマウイルス感染症予防接種予診票（保護者が同伴する場合、受ける人が満 16 歳以上の場合）を、満 16 歳未満の接種を受ける者に保護者が同伴しない場合については様式第四ヒトパピローマウイルス感染症予防接種予診票（保護者が同伴しない場合）を、インフルエンザの定期接種については様式第五インフルエンザ予防接種予診票を、高齢者の肺炎球菌感染症の定期接種については様式第六高齢者用肺炎球菌ワクチン予防接種予診票を、B 型肝炎の定期接種については、様式第八 B 型肝炎予防接種予診票を、ロタウイルス感染症の定期接種については様式第九ロタウイルス感染症予防接

8 対象者の確認

接種前に、予防接種の通知書その他本人確認書類の提示を求める等の方法により、接種の対象者であることを慎重に確認すること。

風しんの第 5 期の定期接種の実施に当たっては、風しんに係る抗体検査を受けた結果、十分な量の風しんの抗体があることが判明し、当該予防接種を行う必要がないと認められる者は定期接種の対象外となるため、対象者に抗体検査の結果の提示を求める等の方法により、接種の対象者を確認すること。

（注）風しんの第 5 期の定期接種の対象となる抗体価の基準は、別表 1 に掲げるとおりである。

なお、接種回数を決定するに当たっては、次のことに留意すること。

(1)・(2) (略)

9 予診票

(1) 乳幼児や主に小学生が接種対象となっている定期接種（ジフテリア、百日せき、破傷風、急性灰白髄炎、麻しん、風しん、日本脳炎、結核、H i b 感染症、小児の肺炎球菌感染症又は水痘）については様式第二予防接種予診票（乳幼児・小学生対象）を、ヒトパピローマウイルス感染症の定期接種のうち、接種を受ける者に保護者が同伴する場合及び接種を受ける者が満 16 歳以上の場合については様式第三ヒトパピローマウイルス感染症予防接種予診票（保護者が同伴する場合、受ける人が満 16 歳以上の場合）を、満 16 歳未満の接種を受ける者に保護者が同伴しない場合については様式第四ヒトパピローマウイルス感染症予防接種予診票（保護者が同伴しない場合）を、インフルエンザの定期接種については様式第五インフルエンザ予防接種予診票を、高齢者の肺炎球菌感染症の定期接種については様式第六高齢者用肺炎球菌ワクチン予防接種予診票を、B 型肝炎の定期接種については、様式第八 B 型肝炎予防接種予診票を、風しんの第 5 期の定期接種については、様式第九風しんの第 5 期の予防接種予診

種予診票を、新型コロナウイルス感染症の定期接種については様式第十新型コロナウイルス感染症予防接種予診票を、带状疱疹の定期接種については様式第十一带状疱疹予防接種予診票を、それぞれ参考にして予診票を作成すること。

なお、満 16 歳以上であって未成年である者に対するヒトパピローマウイルス感染症の定期接種（経過措置による接種を含む。）及び日本脳炎の定期接種については、各市町村の判断で、本人の同意の他、保護者に対して接種の意向を確認することは差し支えない。この場合であっても、満 16 歳以上の者は保護者の同意は必要無く、予防接種を受けるかどうかについて満 16 歳以上の者が自ら判断できることから、保護者の意向により判断することなく、本人の同意の有無によって接種の実施を判断するよう留意すること。ただし、仮に予診票の自署欄に保護者の自署が記載されていた場合であっても、本人が接種を受けることを同意していることについて明示的に確認できる場合には、自署欄の修正は不要である。

なお、予診票については、予防接種の種類により異なる紙色のものを使用すること等により予防接種の実施に際して混同を来さないよう配慮すること。

（２）作成した予診票については、インフルエンザの定期接種、高齢者の肺炎球菌感染症の定期接種、新型コロナウイルス感染症の定期接種及び带状疱疹の定期接種を除き、あらかじめ保護者に配布し、各項目について記入するよう求めること。

（３）（略）

１０・１１（略）

１２ 接種時の注意

（１）予防接種を行うに当たっては、次に掲げる事項を遵守すること。

ア～オ（略）

カ 沈降精製百日せきジフテリア破傷風不活化ポリオヘモフィルス b 型混合ワクチン（以下

票を、ロタウイルス感染症の定期接種については様式第十ロタウイルス感染症予防接種予診票を、新型コロナウイルス感染症の定期接種については様式第十一新型コロナウイルス感染症予防接種予診票を、それぞれ参考にして予診票を作成すること。

なお、満 16 歳以上であって未成年である者に対するヒトパピローマウイルス感染症の定期接種（キャッチアップ接種を含む。）及び日本脳炎の定期接種については、各市町村の判断で、本人の同意の他、保護者に対して接種の意向を確認することは差し支えない。この場合であっても、満 16 歳以上の者は保護者の同意は必要無く、予防接種を受けるかどうかについて満 16 歳以上の者が自ら判断できることから、保護者の意向により判断することなく、本人の同意の有無によって接種の実施を判断するよう留意すること。ただし、仮に予診票の自署欄に保護者の自署が記載されていた場合であっても、本人が接種を受けることを同意していることについて明示的に確認できる場合には、自署欄の修正は不要である。

なお、予診票については、予防接種の種類により異なる紙色のものを使用すること等により予防接種の実施に際して混同を来さないよう配慮すること。

（２）作成した予診票については、風しんの第 5 期の定期接種、インフルエンザの定期接種及び高齢者の肺炎球菌感染症の定期接種を除き、あらかじめ保護者に配布し、各項目について記入するよう求めること。

（３）（略）

１０・１１（略）

１２ 接種時の注意

（１）予防接種を行うに当たっては、次に掲げる事項を遵守すること。

ア～オ（略）

カ 沈降精製百日せきジフテリア破傷風不活化ポリオヘモフィルス b 型混合ワクチン（以下

「5種混合ワクチン」という。)を使用するジフテリア、百日せき、急性灰白髄炎、破傷風及びH i b感染症、沈降 20 価肺炎球菌結合型ワクチン又は沈降 15 価肺炎球菌結合型ワクチンを使用する肺炎球菌感染症並びに結核、ヒトパピローマウイルス感染症、ロタウイルス感染症、高齢者の肺炎球菌感染症、新型コロナウイルス感染症及び乾燥組換え带状疱疹ワクチンを使用する带状疱疹以外の予防接種にあつては、原則として上腕伸側に皮下接種により行う。接種前には接種部位をアルコール消毒すること。同一部位への反復しての接種は避けること。

キ～シ (略)

ス 乾燥組換え带状疱疹ワクチンを使用する带状疱疹の予防接種にあつては、原則として上腕の三角筋部に筋肉内注射により行う。なお、その際、臀部には接種しないこと。接種前には接種部位をアルコール消毒し、接種に際しては、注射針の先端が血管内に入っていないことを確認すること。同一部位への反復しての接種は避けること。

セ (略)

ソ キ、ケ、サ、シ又はスにおいて、筋肉内注射により行う場合には、注射針の先端が血管内に入っていないことの確認の際、陰圧をかける必要はないこと。

(2) (略)

13～18 (略)

19 長期にわたり療養を必要とする疾病にかかった者等の定期接種の機会の確保

(1) ロタウイルス感染症、インフルエンザ及び新型コロナウイルス感染症を除く法の対象疾病(以下「特定疾病」という。)について、それぞれ政令で定める予防接種の対象者であった者(带状疱疹以外の特定疾病にあつては当該特定疾病にかかっている者又はかかったことのある者、带状疱疹にあつては当該疾病にかかっている者、その他施行規則第2条各号に規定する者を除く。)であつて、当該予防接種の対象者で

「5種混合ワクチン」という。)を使用するジフテリア、百日せき、急性灰白髄炎、破傷風及びH i b感染症、沈降 20 価肺炎球菌結合型ワクチン又は沈降 15 価肺炎球菌結合型ワクチンを使用する肺炎球菌感染症並びに結核、ヒトパピローマウイルス感染症、ロタウイルス感染症、高齢者の肺炎球菌感染症及び新型コロナウイルス感染症以外の予防接種にあつては、原則として上腕伸側に皮下接種により行う。接種前には接種部位をアルコール消毒すること。同一部位への反復しての接種は避けること。

キ～シ (略)

(新設)

ス (略)

セ キ、ケ、サ、又はシにおいて、筋肉内注射により行う場合には、注射針の先端が血管内に入っていないことの確認の際、陰圧をかける必要はないこと。

(2) (略)

13～18 (略)

19 長期にわたり療養を必要とする疾病にかかった者等の定期接種の機会の確保

(1) ロタウイルス感染症、インフルエンザ及び新型コロナウイルス感染症を除く法の対象疾病(以下「特定疾病」という。)について、それぞれ政令で定める予防接種の対象者であった者(当該特定疾病にかかっている者又はかかったことのある者その他施行規則第2条各号に規定する者を除く。)であつて、当該予防接種の対象者であった間に、(2)の特別の事情があることにより予防接種を受けることができなかった

あった間に、（２）の特別の事情があることにより予防接種を受けることができなかったと認められる者については、当該特別の事情がなくなった日から起算して２年（高齢者の肺炎球菌感染症及び带状疱疹に係る定期接種を受けることができなかったと認められるものについては、当該特別の事情がなくなった日から起算して１年）を経過する日までの間（（３）に掲げる疾病については、それぞれ、（３）に掲げるまでの間である場合に限る。）、当該特定疾病の定期接種の対象者とする。 （２）～（５） （略） ２０～２３ （略） 第２ 各論 １ （略） ２ 麻しん又は風しんの定期接種 （１）対象者 ア・イ （略） （削る） （２）・（３） （略） （削る） ３ 日本脳炎の定期接種 （１）～（３） （略） （削る）	たと認められる者については、当該特別の事情がなくなった日から起算して２年（高齢者の肺炎球菌感染症に係る定期接種を受けることができなかったと認められるものについては、当該特別の事情がなくなった日から起算して１年）を経過する日までの間（（３）に掲げる疾病については、それぞれ、（３）に掲げるまでの間である場合に限る。）、当該特定疾病の定期接種の対象者とする。 （２）～（５） （略） ２０～２３ （略） 第２ 各論 １ （略） ２ 麻しん又は風しんの定期接種 （１）対象者 ア・イ （略） ウ <u>風しんの第５期の予防接種は、原則、乾燥弱毒生麻しん風しん混合ワクチンにより、昭和３７年４月２日から昭和５４年４月１日の間に生まれた男性（風しんに係る抗体検査を受けた結果、十分な量の風しんの抗体があることが判明し、当該予防接種を行う必要がないと認められる者を除く。）に対し、１回行うこと。</u> （２）・（３） （略） （４）<u>風しんの第５期の予防接種における休日・夜間における接種機会の確保</u> <u>風しんの第５期の予防接種については、被接種者の利便性向上の観点から、休日・夜間における接種機会を確保するよう努めること。</u> ３ 日本脳炎の定期接種 （１）～（３） （略） （４）<u>平成２９～令和６年度における予防接種の特別に係る積極的な勧奨</u> ア 対象者 <u>平成２９～令和６年度に１８歳となる者（平成１１年４月２日から平成１９年４月１日までに</u>
--	--

(4) (略) 4 (略) 5 小児の肺炎球菌感染症 小児の肺炎球菌感染症の予防接種は、初回接種の開始時の月齢ごとに以下の方法により行うこととし、(1)の方法を標準的な接種方法とすること。なお、原則として沈降 20 価肺炎球菌結合型ワクチンを使用することとするが、当面の間、沈降 15 価肺炎球菌結合型ワクチンも使用できること。また、沈降 13 価肺炎球菌結合型ワクチンを使用して 1 回目、2 回目又は 3 回目までの接種を終了した者の接種について、残りの接種は、沈降 20 価肺炎球菌結合型ワクチンを用いて行うことを原則とするが、沈降 15 価肺炎球菌結合型ワクチンを用いて行うこともできること。 (1) 初回接種開始時に生後 2 月から生後 7 月に至るまでの間にある者 沈降 20 価肺炎球菌結合型ワクチン又は沈降 15 価肺炎球菌結合型ワクチンを使用し、初回接種については、標準的には生後 12 月までに 27 日	生まれた者)については、平成 17 年 5 月 30 日から平成 22 年 3 月 31 日までの積極的な勧奨の差し控えにより、第 2 期の接種勧奨が十分に行われていないことから、(3)の接種方法に沿って、年度毎に 18 歳となる者に対して予防接種の積極的な勧奨を行うこと。 イ 積極的な勧奨に当たって、個別通知を行う際には、予防接種台帳を確認して予防接種を完了していない者にのみ通知を行う方法又は対象年齢の全員に通知した上で、接種時に母子健康手帳等により残りの接種すべき回数を確認する方法のいずれの方法でも差し支えない。 ウ 積極的な勧奨の差し控えが行われていた期間に、定期接種の対象者であった者のうち、第 1 期接種（初回接種及び追加接種）を完了していた者に対しては、市町村長等が実施可能な範囲で、第 2 期接種の積極的な勧奨を行って差し支えない。 (5) (略) 4 (略) 5 小児の肺炎球菌感染症の予防接種 小児の肺炎球菌感染症の予防接種は、初回接種の開始時の月齢ごとに以下の方法により行うこととし、(1)の方法を標準的な接種方法とすること。なお、原則として沈降 20 価肺炎球菌結合型ワクチンを使用することとするが、当面の間、沈降 15 価肺炎球菌結合型ワクチンも使用できること。また、沈降 13 価肺炎球菌結合型ワクチンを使用して 1 回目、2 回目又は 3 回目までの接種を終了した者の接種について、残りの接種は、沈降 20 価肺炎球菌結合型ワクチンを用いて行うことを原則とするが、沈降 15 価肺炎球菌結合型ワクチンを用いて行うこともできること。 (1) 初回接種開始時に生後 2 月から生後 7 月に至るまでの間にある者 沈降 20 価肺炎球菌結合型ワクチン又は沈降 15 価肺炎球菌結合型ワクチンを使用し、初回接種については、標準的には生後 12 月までに 27
--	---

以上の間隔をおいて3回、追加接種については生後12月から生後15月に至るまでの間を標準的な接種期間として、初回接種終了後60日以上の間隔をおいた後であって、生後12月に至った日以降において1回行うこと。ただし、初回接種のうち2回目及び3回目の注射は、生後24月に至るまでに行うこととし、それを超えた場合は行わないこと。<u>また、生後12月を超えて初回接種のうち2回目の注射を行った場合は、初回接種のうち3回目の注射は行わないこと。なお、追加接種については、いずれの場合も実施可能であること。</u> (2)～(4) (略) (5) 小児の肺炎球菌の感染症の予防接種に当たっては、同一の者には、過去に接種歴のあるワクチンと同一の種類のワクチンを使用することを原則とするが、ある回数投与した後に転居した際、転居後の定期接種を実施する市町村において、沈降20価肺炎球菌結合型ワクチンの接種しか実施していない等の理由により、原則によることができないやむを得ない事情があると当該市町村長が認める場合には、沈降15価肺炎球菌結合型ワクチンで接種を開始した者について、次に掲げる方法で、残りの接種を沈降20価肺炎球菌結合型ワクチンを用いて行って差し支えないこととする。<u>ただし、アに掲げる方法については、初回接種のうち2回目及び3回目の注射は、生後24月に至るまでに行うこととし、それを超えた場合は行わないこと。また、生後12月を超えて初回接種のうち2回目の注射を行った場合は、初回接種のうち3回目の注射は行わないこと。イに掲げる方法については、初回接種のうち2回目の注射は生後24月に至るまでに行うこととし、それを超えた場合は行わないこと。なお、追加接種については、いずれの場合も実施可能であること。</u> ア～ウ (略) 6 ヒトパピローマウイルス感染症の定期接種 (1)・(2) (略) (3) <u>キャッチアップ接種については、令和6年</u>	日以上の間隔をおいて3回、追加接種については生後12月から生後15月に至るまでの間を標準的な接種期間として、初回接種終了後60日以上の間隔をおいた後であって、生後12月に至った日以降において1回行うこと。ただし、初回接種のうち2回目及び3回目の注射は、生後24月に至るまでに行うこととし、それを超えた場合は行わないこと。<u>(追加接種は実施可能)。</u><u>また、初回接種のうち2回目の注射は生後12月に至るまでに行うこととし、それを超えた場合は、初回接種のうち3回目の注射は行わないこと(追加接種は実施可能)。</u> (2)～(4) (略) (5) 小児の肺炎球菌の感染症の予防接種に当たっては、同一の者には、過去に接種歴のあるワクチンと同一の種類のワクチンを使用することを原則とするが、ある回数投与した後に転居した際、転居後の定期接種を実施する市町村において、沈降20価肺炎球菌結合型ワクチンの接種しか実施していない等の理由により、原則によることができないやむを得ない事情があると当該市町村長が認める場合には、沈降15価肺炎球菌結合型ワクチンで接種を開始した者について、次に掲げる方法で、残りの接種を沈降20価肺炎球菌結合型ワクチンを用いて行って差し支えないこととする。 ア～ウ (略) 6 ヒトパピローマウイルス感染症の定期接種 (1)・(2) (略) (3) <u>キャッチアップ接種の実施に当たっては、</u>
---	---

度の夏以降の需要の大幅な増加に伴う限定出荷の状況等を踏まえ、キャッチアップ接種期間中に少なくとも1回以上接種している者について、当該期間終了後も公費で3回の接種を完了できるよう経過措置を設けることとしている。
当該経過措置の実施に当たっては、次のことに留意すること。

ア 令和4年4月1日から令和7年3月31日までの3年間の期間中に少なくとも1回以上接種した、平成9年4月2日から平成21年4月1日までの間に生まれた女子を対象者とし、令和7年4月1日から令和8年3月31日までの間で実施すること。

イ 3年間の期間中に1回又は2回のワクチン接種歴があり、やむを得ず標準的な接種方法を取ることができずに、接種を中断していた者については、接種を初回からやり直すことなく、残りの回数の接種（2、3回目又は3回目）を行うこと。

ウ （略）

（4）ヒトパピローマウイルス感染症の予防接種に、組換え沈降2価ヒトパピローマウイルス様粒子ワクチンを使用する場合には、13歳となる日の属する年度の初日から当該年度の末日までの間を標準的な接種期間とし、標準的な接種方法として、1月の間隔をおいて2回行った後、1回目の注射から6月の間隔をおいて1回行うこと。ただし、当該方法をとることができない場合は、1月以上の間隔をおいて2回行った後、1回目の注射から5月以

次のことに留意すること。

ア 令和4年4月1日から令和7年3月31日までの3年間の期間中に実施し、平成9年4月2日から平成18年4月1日までの間に生まれた女子を対象者とする。

また、期間中に定期接種の対象から新たに外れる世代（平成18年4月2日から平成19年4月1日までの間に生まれた女子及び平成19年4月2日から平成20年4月1日までの間に生まれた女子）についても、順次、対象者とする。

なお、過去に1回又は2回のワクチン接種歴があり、長期にわたり接種を中断していた者についても、接種間隔にかかわらず、対象者とする。その際、接種を初回からやり直すことなく、残りの回数の接種（2、3回目又は3回目）を行うこと。

（新設）

イ （略）

（4）ヒトパピローマウイルス感染症の予防接種に、組換え沈降2価ヒトパピローマウイルス様粒子ワクチンを使用する場合には、13歳となる日の属する年度の初日から当該年度の末日までの間を標準的な接種期間とし、標準的な接種方法として、1月の間隔をおいて2回行った後、1回目の注射から6月の間隔をおいて1回行うこと。ただし、当該方法をとることができない場合は、1月以上の間隔をおいて2回行った後、1回目の注射から5月以

上、かつ2回目の注射から2月半以上の間隔
において1回行うこと。上記の間隔を全て満
たすことを確認のうえ、可能な限り速やかに
行うこと。

- (5) ヒトパピローマウイルス感染症の予防接種
に、組換え沈降4価ヒトパピローマウイルス様
粒子ワクチンを使用する場合には、13歳となる
日の属する年度の初日から当該年度の末日ま
での間を標準的な接種期間とし、標準的な接種
方法として、2月の間隔において2回行った
後、1回目の注射から6月の間隔において1回
行うこと。ただし、当該方法をとることができ
ない場合は、1月以上の間隔において2回行っ
た後、2回目の注射から3月以上の間隔をおい
て1回行うこと。上記の間隔を全て満たすこと
を確認のうえ、可能な限り速やかに行うこと。

(6) ・ (7) (略)

- (8) 過去に接種したヒトパピローマウイルス様
粒子ワクチンの種類が不明である場合、接種を
実施する医療機関の医師と被接種者とで十分
に相談した上で、接種するワクチンの種類を選
択すること。この場合、結果として、異なる種
類のワクチンが接種される可能性があるため、

上、かつ2回目の注射から2月半以上の間隔
において1回行うこと。

キャッチアップ接種においては、1回目の
注射から行う場合は、前段の方法により接種
を行うこと。2回目の注射から行い、当該方
法をとることができない場合は、1回目の注
射から1月以上の間隔において2回目を行っ
た後、1回目の注射から5月以上、かつ2回
目の注射から2月半以上の間隔において3回
目を行うこと。3回目の注射から行う場合は、
上記の間隔を全て満たすことを確認のうえ、
可能な限り速やかに行うこと。

- (5) ヒトパピローマウイルス感染症の予防接種
に、組換え沈降4価ヒトパピローマウイルス様
粒子ワクチンを使用する場合には、13歳となる
日の属する年度の初日から当該年度の末日ま
での間を標準的な接種期間とし、標準的な接種方
法として、2月の間隔において2回行った後、
1回目の注射から6月の間隔において1回行う
こと。ただし、当該方法をとることができない
場合は、1月以上の間隔において2回行った後、
2回目の注射から3月以上の間隔において1回
行うこと。

キャッチアップ接種においては、1回目の注
射から行う場合は、前段の方法により接種を行
うこと。2回目の注射から行い、当該方法を
とることができない場合は、1回目の注射から1
月以上の間隔において2回目を行った後、2回
目の注射から3月以上の間隔において3回目
を行うこと。3回目の注射から行う場合は、上
記の間隔を全て満たすことを確認のうえ、可能
な限り速やかに行うこと。

(6) ・ (7) (略)

- (8) キャッチアップ接種において、過去に接種
したヒトパピローマウイルス様粒子ワクチンの
種類が不明である場合、接種を実施する医療機
関の医師と被接種者とで十分に相談した上で、
接種するワクチンの種類を選択すること。この
場合、結果として、異なる種類のワクチンが接

同一の者が異なるワクチンを接種した場合の安全性、免疫原性及び有効性についても、十分な説明を行うこと。さらに、過去に接種したワクチンの種類が不明である旨が予診票に記載されていることを確認すること。 (9)～(12) (略) 7～11 (略) 12 新型コロナウイルス感染症の定期接種 新型コロナウイルス感染症の予防接種は、(1)に掲げる者に対し、(2)のいずれかの方法で、毎年度10月1日から翌年3月31日までの間で各市町村が設定する期間に1回行うこと。 (1) (略) (2) 接種方法 以下のいずれかの方法により行うものとする。 ア コロナウイルス(SARS-CoV-2) RNAワクチン(令和3年2月14日にファイザー株式会社が医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(昭和35年法律第145号。以下「医薬品医療機器等法」という。)第14条の承認を受けたオミクロン株JN.1系統対応1価ワクチン)を1回筋肉内に注射するものとし、接種量は、0.3ミリリットルとする方法。 イ～オ (略) 13 帯状疱疹の定期接種 <u>帯状疱疹の予防接種は、(1)に掲げる者に対し、(2)のいずれかの方法で行うこと。ただし、(1)イに該当する者として既に当該予防接種を受けた者は、アの対象者から除くこと。</u> (1) 対象者 <u>ア 65歳の者</u> <u>イ 60歳以上65歳未満の者であって、ヒト免疫不全ウイルスにより免疫の機能に日常生活がほとんど不可能な程度の障害を有するもの</u>	種される可能性があるため、同一の者が異なるワクチンを接種した場合の安全性、免疫原性及び有効性についても、十分な説明を行うこと。さらに、過去に接種したワクチンの種類が不明である旨が予診票に記載されていることを確認すること。 (9)～(12) (略) 7～11 (略) 12 新型コロナウイルス感染症の定期接種 新型コロナウイルス感染症の予防接種は、(1)に掲げる者に対し、(2)のいずれかの方法で、毎年度10月1日から翌年3月31日までの間で各市町村が設定する期間に1回行うこと。 (1) (略) (2) 接種方法 以下のいずれかの方法により行うものとする。 ア コロナウイルス(SARS-CoV-2) RNAワクチン(令和3年2月24日にファイザー株式会社が医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(昭和35年法律第145号。以下「医薬品医療機器等法」という。)第14条の承認を受けたオミクロン株JN.1系統対応1価ワクチン)を1回筋肉内に注射するものとし、接種量は、0.3ミリリットルとする方法。 イ～オ (略) (新設)
--	--

(2) 接種方法

以下のいずれかの方法により行うものとする。

ア 乾燥弱毒生水痘ワクチンを使用する場合は、1回皮下に注射すること。

イ 乾燥組換え带状疱疹ワクチンを使用する場合は、2月以上、標準的には2月の間隔において2回筋肉内に注射すること。当該方法をとることができない場合でも1回目の接種から6月までに2回目の接種を完了することが望ましい。

また、(1)に掲げる者のうち、疾病又は治療により免疫不全である者、免疫機能が低下した者又は免疫機能が低下する可能性がある者等で、医師が早期の接種が必要と判断した者に対し、乾燥組換え带状疱疹ワクチンを使用する場合は、1月以上の間隔において2回筋肉内に注射しても差し支えない。

(3) 対象者から除外される者

ア これまでに、乾燥弱毒生水痘ワクチンを1回接種したことがある者であって、带状疱疹の予防接種を行う必要がないと認められるもの

イ これまでに、乾燥組換え带状疱疹ワクチンを2回接種したことがある者であって、带状疱疹の予防接種を行う必要がないと認められるもの

(4) 带状疱疹の定期接種の対象者となる前に、

乾燥組換え带状疱疹ワクチンを1回接種したことがある者は、医師の判断に基づき、以降の接種を(2)イに準じて行うこと。

(5) 带状疱疹の予防接種に当たっては、乾燥組

換え带状疱疹ワクチンを定期接種として接種した後、乾燥弱毒生水痘ワクチンを定期接種として受けることはできないこと。

(6) 政令第6条の規定による周知を行うにあつ

ては、予防接種台帳等を活用し、既に带状疱疹に係る定期の予防接種を受けたことのある者を除いて送付する方法で周知を行うこと。そのため、予防接種記録について5年間を超えて管

<u>理・保存するよう努めること。</u> <u>(7) 接種歴の確認</u> <u>带状疱疹の予防接種を行うに当たっては、予</u> <u>診票により、当該予防接種の接種歴について確</u> <u>認を行うこと。</u> <u>(8) 対象者の経過措置</u> <u>令和7年4月1日から令和12年3月31日ま</u> <u>での間、(1)アの対象者については、65歳、</u> <u>70歳、75歳、80歳、85歳、90歳、95歳又は</u> <u>100歳となる日の属する年度の初日から当該年</u> <u>度の末日までの間にある者とする。また、</u> <u>これに加えて、令和7年4月1日から令和8年</u> <u>3月31日までの間、令和7年3月31日におい</u> <u>て100歳以上の者も対象者とする。</u>	
--	--